

# 衆議院文部科学委員会ニュース

【第 208 回国会】令和 4 年 4 月 6 日（水）、第 7 回の委員会が開かれました。

## 1 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案（内閣提出第 34 号）

・末松文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）松本剛明君（自民）、勝目康君（自民）、山崎正恭君（公明）、牧義夫君（立民）、笠浩史君（立民）、早坂敦君（維新）、岬麻紀君（維新）、西岡秀子君（国民）、宮本岳志君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 松本剛明君（自民）

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案について

- ア 今般の法改正の趣旨
- イ 教員が自身の研修履歴を閲覧することは可能か
- ウ 研修に関する記録として記載する「任命権者が必要と認めるもの」に関する考え方
- エ 研修に関する指針の改正の時期、方向性及び検討状況
- オ 研修の成果として向上した資質は人事評価の対象であることの確認
- カ 必ずしも主体性を有しない教員への対応を指針に明記する必要性
- キ 教職員支援機構が研修受講履歴管理システムの構築、運用に参画する必要性
- ク 校務支援システムの標準化に対する文部科学省の見解
- ケ 新たな研修制度の構築に当たり文部科学省が積極的に関与する必要性
- コ 今般の法改正の目的である教員の資質向上に向けた末松文部科学大臣の決意

### 勝目康君（自民）

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案について

- ア 指導が不適切と認定された教員数及び児童生徒性暴力等を行ったことにより懲戒免職となった教員数の推移
- イ 必ずしも主体性を有しない教員への対応策
- ウ 特別支援学校等に配置されている教員の指導力の現状及び専門性を有する教員を配置するための取組
- エ 教員の資質向上に向けた取組についての末松文部科学大臣の見解
- オ 法改正後の新たな研修制度について
  - a 教員が受講すべき研修内容について方針を示すのか
  - b 方針を示す場合の公表時期
- カ 研修に関する記録として記載する「任命権者が必要と認めるもの」の具体的な想定
- キ いわゆる休眠状態となっている免許状（休眠免許状）について
  - a 法改正後の休眠免許状の取扱い
  - b 休眠免許状保有者を採用する際に研修を課す可能性
- ク 研修受講履歴の記録について
  - a 記録方法の具体的な方向性
  - b 研修受講履歴管理システムに対する文部科学省の支援方針
- ケ 今般の法改正に対する末松文部科学大臣の思い及び現場へのメッセージ

### 山崎正恭君（公明）

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案について

- ア 教員免許更新制の成果及びその成果の今後の活用方策
- イ 校長のマネジメント力向上方策
- ウ 研修の受講についての指導助言を受け入れない教員への対応策
- エ 研修の充実について
  - a オンライン研修の充実についての末松文部科学大臣の見解
  - b 研修予算の充実についての末松文部科学大臣の見解
  - c 教職大学院の充実についての末松文部科学大臣の見解
- オ 教員不足への対応について
  - a 多様な人材の確保に向けたキャリアチェンジに係る発信についての末松文部科学大臣の見解
  - b 学校支援員等に特別免許状を交付して対応することについての末松文部科学大臣の見解

**牧義夫君（立民）**

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案について

- ア 教員免許更新制と教員の研修の在り方について
  - a 本法律案提出に至る議論の経緯
  - b 教員免許更新制の廃止と研修の在り方の議論の先後関係
  - c 中央教育審議会への諮問『「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について』で、教員免許更新制の抜本的見直しを先行して結論を得るよう求めた理由
  - d 教員免許更新制の廃止のみでは教員の質の担保はできないのか
  - e 教員免許更新制の問題点についての末松文部科学大臣の見解
  - f 教員の研修について現行の教育公務員特例法では不十分なのか
  - g 教員免許更新制について不適格教員の排除を目的として議論が開始されたことについての末松文部科学大臣の所感
- イ 教員不足について
  - a 教員不足の実態及び原因
  - b 教員採用試験の応募状況及び倍率低下の原因
  - c 教員が憧れの職業になるために不足しているものについての末松文部科学大臣の所感
  - d 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）を改正するなどして教員の処遇を改善してはどうか
- ウ 教育公務員特例法の改正について
  - a 研修記録の作成及び資質の向上に関する指導助言について、自主的・自発的な研修が妨げられる懸念に対する文部科学省の見解
  - b 研修及び研修に関する計画書等の作成により教員の負担が増加する懸念に対する文部科学省の見解
  - c 指導助言がパワハラに繋がらないようにする対策の有無
  - d 改正法第22条の5第2項第4号における「当該任命権者が必要と認めるもの」のイメージ
  - e 平成28年の改正も踏まえて既に自主的な研修が行われているにも関わらず、さらに法改正する必要性
  - f 「令和の日本型学校教育を担う新たな教師の学びの姿」の具体像に関する末松文部科学大臣の見解
  - g 中教審特別部会審議まとめにおける「特定の教師が任命権者や服務監督権者・学校管理職等の期待する水準の研修を受けているとは到底認められない場合」の具体例
  - h 現行法で定められている各種研修を行ってもなお「期待する水準の研修を受けているとは到底認められない」ことがあるのか

エ 失効した免許状の所持者への再授与の手続

**笠浩史君（立民）**

- (1) 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案について
- ア 今般の法改正の趣旨は、教員免許更新製の制度自体を廃止して教員研修の更なる充実を図るものであると考えることについての末松文部科学大臣の見解
  - イ 教員免許更新製の総括的な評価についての末松文部科学大臣の見解
  - ウ 教師を支える勤務環境の整備が最優先であるとの意見に対する末松文部科学大臣の見解
  - エ 今般の法改正により校長等の管理職の負担が増えるのではないか
  - オ 教員の負担を軽減するように指針を策定する必要性
  - カ 研修等の記録作成について
    - a 記録作成の義務化が教員の主体的・自立的学びを保障することの確認
    - b 研修の受講の有無が教員の人事評価の対象にならないことの確認
    - c 臨時的任用教員や非常勤講師への研修を充実させるための支援策
  - キ 国立及び私立学校の教員についても研修受講履歴管理システムや研修コンテンツ等を活用していく必要性
- (2) 教員の働き方改革について
- ア 教員の長時間勤務の要因についての末松文部科学大臣の見解
  - イ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）について
    - a 抜本的に見直すべきとの意見に対する末松文部科学大臣の見解
    - b 第1条における「教育職員の職務と勤務態様の特殊性」の具体的内容
    - c 教職調整額を月給の4%と定めた根拠及びそれが今日に至るまで見直されなかった理由
    - d 平成28年度教員勤務実態調査における平均残業時間に基づいた教職調整額の割合
    - e 給特法を廃止した場合に教員に支払われる残業代の試算の有無

**早坂敦君（維新）**

- (1) 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案について
- ア 新たな研修制度について
    - a 校長等の指導助言によってどのような資質向上に関する情報提供や指導助言が行われるのか
    - b オンラインによる指導助言等は可能か
    - c 新たな研修制度によってどのように教員の資質向上が図られるのか
  - イ 著しく主体性を有しない教員への処遇
  - ウ 自治体が実施する教員のコンプライアンス研修に対する国の指導方針
- (2) いじめ防止対策推進法について
- ア いじめの重大事態と判断する際の目安の一つである「30日間の欠席」は適切か
  - イ 教員の資質向上と同時にいじめ対策も進めるべきであることについての末松文部科学大臣の見解

**岬麻紀君（維新）**

- (1) 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案について教員免許更新製の総括に係る末松文部科学大臣の見解
- (2) 教員不足を解消するための施策について
- ア 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）について
    - a 令和元年の給特法改正の効果

- b 教職調整額を月給の4%としている規定が教育現場の実情に適合していないとの意見に対する末松文部科学大臣の見解
- c 令和4年度に実施される教員勤務実態調査の結果を待たずに給特法の改正に向けた検討を行うべきではないか
- イ 教員現場を離れた者が再び現場に戻る環境を整備するための文部科学省の取組
- ウ 教員の勤務環境や待遇を迅速かつ具体的に改善することについての末松文部科学大臣の見解及び意気込み

#### 西岡秀子君（国民）

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案について

- ア 法改正後は教育現場の意見を十分に反映させた上で新たな研修制度を構築することについての末松文部科学大臣の見解
- イ これまでの政策の決定過程を検証する必要性についての末松文部科学大臣の見解
- ウ 教員の研修時間を確保するために、働き方改革や教職員定数の改善等が急務であることについての末松文部科学大臣の見解
- エ 研修受講履歴管理システムの導入及び研修等の記録作成を義務化する目的
- オ これからも教員免許更新制における研修内容を活用するとともに、教職員支援機構の体制を強化する必要性
- カ 教員の研修費用負担に対する支援の在り方
- キ 失効した教員免許に係る再授与手続を簡略化する必要性
- ク 児童生徒の学びに有効な教員研修の在り方についての末松文部科学大臣の見解
- ケ 公立以外の国立及び私立学校の教員等の資質向上のための取組

#### 宮本岳志君（共産）

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案について

- ア 教員免許更新制は破綻したとの考えに対する末松文部科学大臣の見解
- イ 教員免許更新制の導入が「うっかり失効」という事態を招いたことに対する文部科学省の見解
- ウ 令和4年2月25日に文部科学省が発出した教員免許更新講習の修了確認期限延長等に関する通知の内容
- エ 平成28年度教員勤務実態調査における小中学校教員の授業準備時間及び研修時間
- オ 平成14年5月23日の参議院文教科学委員会における「1時間の授業については1時間程度の授業準備時間が必要」という趣旨の文部科学省の答弁の確認
- カ 教職員の定数及び処遇を改善する必要性
- キ 平成28年11月2日の衆議院文部科学委員会における「教員は一般の公務員と比べて研修の必要性が高いと認識している」という趣旨の文部科学省の答弁の確認
- ク 非常勤講師が教員研修の対象に含まれることの確認
- ケ 教員研修は教員自身が自主的、主体的に行う必要性
- コ 研修受講に関する対話と奨励の実施方法
- サ 研修受講履歴の人事評価への反映
  - a 本法律案は研修受講履歴をもとに人事評価を行うとするものなのか
  - b 研修受講履歴を人事評価に反映させないための具体的な方策
- シ 教員の自主性等を制限するような制度改正では教員が自らの人間性や創造性を高めることはできないとの意見に対する末松文部科学大臣の見解